

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等に関する事務取扱
要領の制定について（通達）

〔制定 令和6.12.27 例規交企第35号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第15条の3の規定による遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等に関する事務取扱要領について、下記のように定め、令和7年1月1日から実施することとしたから、その取扱いに誤りのないよう
にされたい。

記

1 趣旨

この通達は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行届出等の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 事務取扱

法第15条の3第1項の規定による遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出（以下「届出」という。）、届出事項変更の届出（以下「変更の届出」という。）その他の遠隔操作型小型車に関する事務については、交通企画課において行うものとする。

3 届出の受理

- (1) 届出は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第5条の4の規定により、遠隔操作型小型車使用届出書（新規・変更）（規則別記様式第1の3の4。以下「届出書」という。）により受理すること。
- (2) 届出書を受理した場合は、必要事項の記載漏れ及び必要な添付書類の有無を確認の上、届出番号等管理簿（別記様式第1。以下「管理簿」という。）に届出番号、使用者、遠隔操作を行う場所等所要の事項を記載すること。
- (3) 届出は、遠隔操作型小型車を通行させる度に行う必要はなく、一定の期間において同一の場所を継続的に通行させようとする場合には、一度の届出で足りる旨を届出者に教示すること。
- (4) 通行場所が、複数の都道府県の区域にわたるときは、使用者は当該通行場所を管轄する全ての公安委員会に届け出なければならないことから、届出受理時における通行場所の確認等を通じて他の公安委員会に対する届出を行う必要があることについて把握した場合は、届出者に対してその旨を教示すること。
- (5) 交通企画課長は、前記3の(1)の届出があった場合は、その通行が開始されるまでの間に、通行場所を管轄する警察署に対して、届出事項等の情報を速やかに提供すること。

4 届出事項及び添付書類

(1) 届出事項

- ア 使用者の氏名及び住所（使用者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名）
- イ 通行場所

ウ 遠隔操作場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制

エ 運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

オ 非常停止装置の位置及び形状

カ 遠隔操作型小型車の大きさ、原動機の種類及び構造上出すことができる最高の速度

(2) 添付書類

ア 届出者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合
同法第12条第1項に規定する住民票の写し

イ 届出者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合 旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類の写し

ウ 届出者が法人である場合 登記事項証明書

エ 遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であって審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面

オ 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所の付近の見取図

5 届出事項及び添付書類確認時の留意事項

(1) 使用者の住所及び遠隔操作場所の所在地

使用者の住所及び遠隔操作の所在地が、通行場所と異なる都道府県である場合は、関係する都道府県警察間において必要な情報共有を図ること。

(2) 通行場所

届出書に記載される通行場所については、届出内容を的確に把握するため、抽象的な記載内容では足りず、番地まで特定されているかを確認すること。

なお、通行場所の記載内容に応じて、遠隔操作型小型車を対象とする交通規制の実施状況を教示するなど、法に規定する遠隔操作型小型車の通行方法が遵守されるよう留意すること。

(3) 遠隔操作のための装置、人員その他の体制

法第14条の3の規定により、遠隔操作者は、遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度及び方法で通行させなければならないことから、遠隔操作者が同条に規定する義務を常に履行することができる状態を確保しているかについて、次に掲げる事項等を確認し、必要な指導及び助言を行うこと。

ア 遠隔操作のための装置

(ア) 遠隔操作に用いるプログラム及び電子機器（手動操作装置を含む。）の概要

(イ) 前進、後退、停止、加減速及び右左折に係る操作方法並びに非常停止装置の作動時における遠隔操作者への通知方法

(ウ) 有線・無線の別（有線の場合のケーブルの長さを含む。）

(エ) 通信遅延・通信断絶時における遠隔操作型小型車の制御方法

イ 遠隔操作のための人員

(ア) 遠隔操作者及びその補助を行う人数

(イ) 交通の安全と円滑を図るために緊急の必要が生じた場合における安全確保措置を講じるための人員配置

ウ その他の体制

(ア) 二以上の遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させる場合における一人が操作することができる遠隔操作型小型車の最大数

(イ) 一の遠隔操作型小型車を二人以上の者が操作することができる場合における遠隔操作者を事後に特定するための方法

(ウ) 遠隔操作者に対する教育・訓練の内容

(4) 運送される人又は物の運送の方法

遠隔操作型小型車は、法第57条の規定による乗車又は積載の制限の対象とはされていないものの、運送しようとする物に鋭利な突出部がある場合その他歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合は、法第14条の3の規定に違反する可能性があることから、人又は物の運送の方法を確認し、届出者に必要な指導及び助言を行うこと。

(5) 遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面

前記4の(2)のエの書面は、公安委員会において機体の安全性を審査するためではなく、法第15条の規定による通行方法の指示、法第15条の2の規定による遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置、法第15条の6の規定による使用者に対する指示等を的確に行うために、どのような構造及び性能のものが道路を通行することとなるのかをあらかじめ把握するために求めているものであり、これを最も簡便かつ確実に把握することができる書面としては、合格証が挙げられるところ、これに相当する、遠隔操作型小型車の製造者が作成した仕様書をはじめとする客観的な資料を排除するものではないことに留意すること。

6 届出番号等の通知等

(1) 届出を受けた交通企画課長は、届出事項及び添付書類が所定の要件を具備していることを確認し、法第15条の3第3項の規定により、届出者を識別するための番号、記号その他の符号（以下「届出番号等」という。）を記載した遠隔操作型小型車届出番号等通知書（遠隔操作型小型車の届出等に関する規則（令和5年京都府公安委員会規則第9号）別記様式第1）を届出者に交付して通知すること。

(2) 届出番号等は、公安委員会名、届出年、届出月、年次別一連番号の順に付すること。

(3) 遠隔操作型小型車届出番号通知書を交付するときは、管理簿に必要事項を記入すること。

(4) 届出者に対して届出番号等を通知する際には、法第15条の4の規定により、遠隔操作型小型車の見やすい箇所に当該届出番号等を表示しなければならないことを確実に説明すること。

7 変更の届出

変更の届出は、届出書により受理するものとし、届出事項に変更が生じたことを証する書類の提示を求めるほか、新規届出の場合に準じて処理すること。

8 特異事案の報告

通行場所を管轄する警察署長は、当該遠隔操作型小型車の通行に関し、法令違反及び交通事故等の特異事案が発生した場合には、その状況等について遠隔操作型小型車の通行に関する特異事案発生報告書（別記様式第2）にて速やかに交通企画課長に報告すること。

別記
様式第1

届出番号等管理簿

	届出番号	使用者 (代表者)	遠隔操作を行う場所	管轄署	通行場所	備考
1						
2						
3						
4						
5						

年 月 末日 廃棄

交通企画課長 殿

年 第 月 号
日 長

遠隔操作型小型車の通行に関する特異事案発生報告書

みだしのことについて次のとおり報告します。

遠隔操作型小型車の使用者等	所在地	
	使用者	
	届出番号	第 号
事案発生の日時		
事案発生の場所		
事案の概要		
添付書類		
備考		

※ この報告書の保存期間は、1年未満とする。